

平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 生活安全
 施策番号: 13 - 01

1 施策の基本情報

施策名	13 生活安全	展開方向	01 地域での防犯や交通安全活動など、暮らしの安全を高める活動に積極的に取り組みます。
主担当局	危機管理安全局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値		目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率	
					H25	H26	H27	H28	H29		
市内の犯罪認知件数		H24	10,184	件	8,703	9,434	8,639	7,917	**	**	100%
日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合		H23	54.3	%	90	50.6	58.5	59	**	**	12.6%
市内で発生したひったくり件数		H24	258	件	0	175	150	71	**	**	72.5%
市内で発生した自転車の盗難件数		H24	2,845	件	2,437	2,993	2,757	2,471	**	**	91.7%
市内の自転車関連事故件数		H24	1,042	件	868	1,043	1,009	896	**	**	83.9%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	防犯活動の推進、交通安全対策 安心できる消費生活を実現する環境づくり
------	---------------------------------------

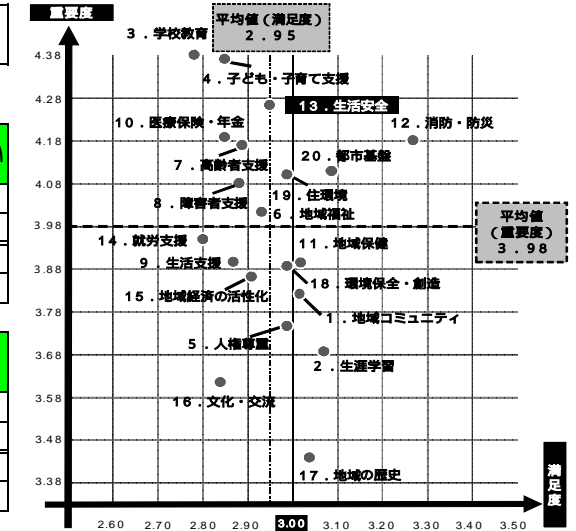
重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
27年度	46.1%	34.1%	19.2%	0.7%	0.0%
26年度	第3位 / 20施策	5点満点中	4.26点(平均3.98点)		
25年度	第4位 / 20施策	5点満点中	4.27点(平均3.99点)		
25年度	第5位 / 20施策	5点満点中	4.59点(平均4.39点)		

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
27年度	4.1%	15.2%	58.3%	16.3%	6.1%
26年度	第10位 / 20施策	5点満点中	2.95点(平均2.95点)		
26年度	第11位 / 20施策	5点満点中	2.91点(平均2.95点)		
25年度	第16位 / 20施策	5点満点中	2.79点(平均2.91点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	防犯力の高い地域コミュニティづくり	総合戦略
<p>【防犯力の高い地域コミュニティづくり】 平成25年度に行った「ひったくり撲滅宣言」以降、学識経験者の意見等を聞く中で、ひったくり発生現場への表示板掲示、防犯講習会、自主防犯パトロールなど街頭犯罪防止に向けた事業を行った。これにより、平成27年のひったくり認知件数は、平成26年と比較し79件の減(前年比53%減)と大幅な減少となり、撲滅宣言以降の各種取組の効果が現れた。(目標指標) 平成27年度からは、更なるひったくりの認知件数の減少を目的とした、ひったくり発生状況に応じて設置場所を移動する可動式防犯カメラの設置・運用や、地域防犯力の向上のため、県補助と協調した防犯カメラ設置補助を実施したところである。なお、可動式防犯カメラの設置、これまでも設置箇所近くで発生した事件や交通事故の捜査として、警察署員が来庁し、画像を確認するなど警察の犯罪捜査にも寄与しているところであり、今後も適正な運用に努める。 自転車の盗難防止については、盗難件数の減少が本市の街頭犯罪認知件数全体の減少に大きく寄与することから、自転車販売店や大規模商業施設等に来店者向け啓発チラシの配布及びポスター掲示を行った。また、警察署・交番にも啓発チラシを設置し、適宜啓発を実施しているが、依然として本市の街頭犯罪認知件数の約半分を占めており、更なる取組が必要である。(目標指標)</p> <p>【犯罪被害者等支援】 平成27年7月、「尼崎市犯罪被害者等支援条例」の施行後、10人の方から相談があったが、条例で規定する見舞金等の給付対象にならなかった。引き続き、犯罪被害者の方に寄り添った対応・支援を行っていく。</p> <p>【自転車総合政策】 本市は、自転車利用に適した都市としての特性を備えていることから、自転車で移動しやすいことを本市の強みと位置づけ、環境面等における自転車のメリットを最大限に活かすといった観点で、「尼崎市自転車総合政策推進プロジェクトチーム(以下「自転車PT」という。)」を設置した。平成27年度は自転車に関する課題解決に向けた短期的施策について検討を進める中で自転車盗難防止についても、放置自転車対策など他の自転車関連施策と一体的な取組を行ったが、引き続き、中・長期的施策についての検討を行っていく。</p>		
行政が取り組んでいくこと	交通安全対策の推進	総合戦略
<p>【交通安全対策の推進】 平成27年中の交通事故による死者数は16人と前年7人の増となり、死者数のうち自転車乗用中の死者は6人、高齢者は6人であり、死亡事故について、高齢者や自転車を中心とした取組が必要である。 交通事故を防止するためには、市民一人ひとりが交通安全の意識の徹底を自らの課題として捉え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけることが重要であることから、これまで、交通安全教室をはじめさまざまな取組を行ってきた。特に、若年層からのルールやマナーの教育が将来的な自転車関連事故の減少につながるという考えのもと実施している市内小中高校における自転車教室については、全校実施を目標に掲げて取り組み、大幅に実施率を向上させた。今後は、実施率だけでなく、交通安全知識の理解度を向上させるための取組が必要である。 【交通安全教室実施状況(H27年度実績)】 実施回数241回 受講者数22,779人 小中高自転車教室実施:H26年度54校(68%) H27年度66校(83.5%) 自転車関連事故が実際に身近な場所で起こっているということを市民に認識してもらうため、小学校区ごとに自転車関連事故マップを作成し、交通安全教室等を通じて児童や保護者等へ啓発を行うとともに、市公式ホームページへ公開し、幅広く市民等に周知した。 自転車関連事故の内容を詳細に見てみると、半数以上が出会い頭の事故であり、自転車の一時停止、交差点等における安全確認、車道の左側通行の徹底が必要であると考えられる。加えて、自転車乗車中の交通事故死傷者の約3分の1が高齢者であることから、高齢者の自転車のルールやマナーの徹底、交通安全意識の向上が重要であり、平成28年度に策定の「第10次尼崎市交通安全計画」にも各取組を盛り込んでいく。(目標指標)</p> <p>【自転車総合政策】 本市は、自転車利用に適した都市としての特性を備えていることから、自転車で移動しやすいことを本市の強みと位置づけ、環境面等における自転車のメリットを最大限に活かすといった観点で、自転車PTを設置した。平成27年度は自転車に関する課題解決に向けた短期的施策について検討を進める中で自転車交通事故防止についても、放置自転車対策など他の自転車関連施策と一体的な取組を行ったが、引き続き、中・長期的施策についての検討を行っていく。</p>		

5 施策評価結果(二次評価)

次年度に向けた取組方針 (平成29年度予定を記載。必要に応じて平成28年度も含む。)	
<p>【防犯力の高い地域コミュニティづくり】 防犯カメラについて、平成28年度は既設の民間カメラ設置状況を調査し、本市防犯カメラの位置づけを検証するとともに、市可動式防犯カメラと民間カメラを連携させ更に効果を高め、ひったくり撲滅に向けた取組を実施していく。 自転車の盗難防止については、放置自転車対策担当とも連携を図りながら各種対策を進める。 地域での自主防犯活動の活性化を図る等、防犯力の高い地域コミュニティづくりを目指した取組を引続き進めていく。 ・自転車盗難防止に向けた「ロックの日」キャンペーンの実施 ・見守りの目の増加に向けたウォーキングパトロール隊の設置運用【交通安全対策の推進】 交通安全知識の向上を目指した取組について、その内容や実施方法を検討し、理解度に応じた効果的な交通安全教室を実施する。 児童・生徒への日常的な交通安全教育を目的に、平成28年度から公立小中学校に設置している交通安全リーダーについて、活動内容の充実や、その他の教育主体や団体などに制度の拡充を図る。 自転車関連事故の減少を図るため、一時停止、交差点での安全確認、車道の左側通行の重点的な指導や、防犯カメラの映像により事故の怖さを認識させるといった、より効果的な教育手法の検討を行う。 高齢者の自転車関連事故を減少させるため、老人クラブの集会などを利用し、高齢者を対象とした交通安全教室を増加する。</p> <p>【自転車総合政策】 平成28年度は、引き続き、自転車PTにおいて、様々な自転車施策について総合的な観点で検討を進めていく中で、盗難防止・事故防止に対しても効果的な連携等を行う。また、自転車利用者、行政、事業者といった各主体の責務規定を含めて、現在、制定に向け検討している(仮称)尼崎市自転車のまちづくり推進条例に関連づけた施策を検討する。平成29年度については、同条例に基づく取組等を更に推進する。</p>	
<p>新規・拡充の提案につながる項目</p> <p>【防犯力の高い地域コミュニティづくり】 自転車盗難対策については、現在実施している事業に加え、より効果的な盗難対策を見出し推進していく。 【交通安全対策の推進】 交通安全知識の理解度を測る仕組みづくりや高齢者の事故防止に向けた取り組みを推進する。 【自転車総合政策】 新たな自転車施策(例:自転車に関する様々な取組を行う市内事業所との連携等)を構築する。また、自転車を活用したまちづくりに取り組んでいる県とも連携し、本市における自転車活用施策の推進、自転車交通安全教育、走行環境整備、駐輪環境整備などを効果的に推進していく。</p>	
<p>改革・改善の提案につながる項目</p>	

評価と取組方針				
<p>・ひったくり件数は年々減少傾向にあり、平成27年度は前年度に比べて半減した。撲滅宣言以降の様々な取り組みの効果が表れている。</p> <p>・民間事業者の設置する防犯カメラが相当数あることも踏まえ、民間事業者・警察・市の三者間での情報提供体制の構築や、防犯に対する意識付けに取組む。また、ひったくりだけでなく他の街頭犯罪も防ぐ観点から、平成27年度の可動式防犯カメラの設置効果を検証し、その在り方についても検討する。</p> <p>・自転車の盗難件数や関連事故件数については年々減少している。引き続き、効果的な啓発活動や交通安全教室の実施に努めるとともに、関係機関との連携を強化する。</p> <p>・自転車総合政策プロジェクトチームにおいては、関係機関との連携を図りながら、現状の様々な課題の整理や今後の取組等の検討を行い、自転車総合政策を推進していく。</p> <p>施策の二次評価は「重点化」とし、平成29年度の予算等を重点配分した上で施策を推進する。</p>				
<p>総合評価</p> <table border="1"> <tr> <td>重点化</td> <td>転換調整</td> <td>現行継続</td> </tr> </table>		重点化	転換調整	現行継続
重点化	転換調整	現行継続		

平成28年度 施策評価表 (平成29年度向け施策の取組方針)

施策名: 生活安全
 施策番号: 13 - 02

1 施策の基本情報

施策名	13 生活安全	展開方向	02 身近な安心を実感できる消費活動など、日常生活における安全を高める取組を進めます。
主担当局	危機管理安全局		

2 目標指標

指標名	方向	基準値	目標値 (H29)	実績値					現時点での達成率
				H25	H26	H27	H28	H29	
日常生活を安心して過ごすことができていると感じている市民の割合		H23 54.3 %	90	50.6	58.5	58.8	**	**	12.6%
消費生活相談件数		H24 3,181 件	3,102	3,392	3,494	3,427	**	**	0%
尼崎市公設地方卸売市場年間取扱数量		H24 34,327 t	34,327	29,916	35,651	34,126	**	**	0%

3 市民意識調査(市民評価)

項目内容	防犯活動の推進、交通安全対策 安心できる消費生活を実現する環境づくり
------	---------------------------------------

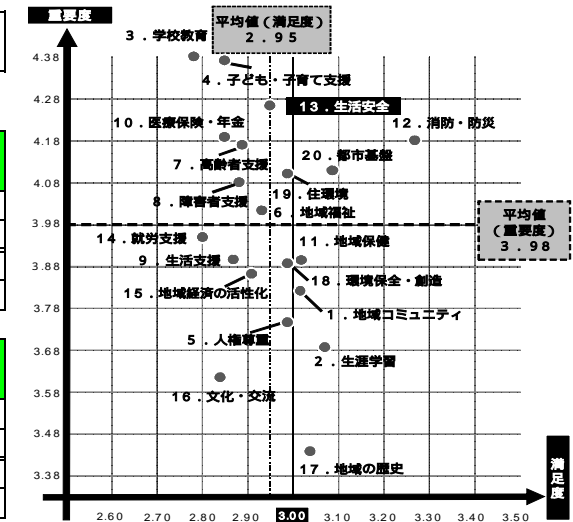
重要度

	重要	まあ重要	ふつう	あまり重要でない	重要でない
27年度	46.1%	34.1%	19.2%	0.7%	0.0%
26年度	第3位 / 20施策	5点満点中	4.26点 (平均3.98点)		
25年度	第4位 / 20施策	5点満点中	4.27点 (平均3.99点)		

満足度

	満足	どちらかといえば満足	ふつう	どちらかといえば不満足	不満足
27年度	4.1%	15.2%	58.3%	16.3%	6.1%
26年度	第10位 / 20施策	5点満点中	2.95点 (平均2.95点)		
25年度	第11位 / 20施策	5点満点中	2.91点 (平均2.95点)		

割合の合計は、端数処理の関係により100%にならない場合があります。



4 担当局評価(一次評価)

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(平成27年度実施内容を記載)		
行政が取り組んでいくこと	安心できる消費生活を実現する環境づくり	総合戦略 -
<p>【消費生活情報の発信等】 本市においては、消費生活に関する情報発信や意識啓発といった未然防止策を実施することで、市民の意識が向上し悪徳業者に騙されない賢い消費者になるための自立を支援するとともに、巧妙な手口により被害に遭った消費者救済のための消費生活相談の両輪で取り組んでいるところである。 このような状況の中、本市では消費者の自立を支援するために、消費生活講座、くらしいきき巡回講座、消費者月間(5月)・計量強調月間(11月)に合わせて、くらしいききフェアの開催など、各種啓発事業や消費生活に関する相談事業を実施している。また、平成21年度からは県の消費者行政活性化事業基金等を活用し、小学生を対象とした親子消費生活講座や教職員向け消費生活セミナーなど対象者を絞り消費者教育・啓発に努めてきたところである。 また、全国に寄せられた消費生活相談の傾向と同様で、相談件数は近年、減少傾向にあり、平成25年度以降2年間は、全国的に被害が発生した健康食品の送り付け商法等で増加に転じていたが、昨年度は減少している状況である。しかしながら、アダルトサイト等閲覧によるワンクリック請求などインターネットを介した詐欺的な消費者被害が国内で多発していることから、引き続き啓発に努め、消費者の自立を支援するため、各世代に応じた消費者教育や複雑多様化する消費者問題に引き続き取り組んでいく必要がある。 一方、消費生活センターに寄せられた消費生活相談(27年度実績3,427件)のうち、助言による自主交渉やあっせんによる解決率は平成27年度が97.9%で平成26年度の98.2%と比較し同水準で、かつ高い水準で推移していることから、相談業務が効果的に機能しているものと考えられる。(目標指標)</p> <p>【公設地方卸売市場】 本市の卸売市場においては、平成25年末に青果部卸売業者が廃業したことを受け、新たな卸売業者の誘致に精力的に取り組む、入場について平成26年度末に回答を得たことから、開設者(市)による卸売業務の代行業務について、平成27年度より、この事業者に対して委託を行うとともに、仲卸業者と経営安定化に向けた方策を検討するなど取組を進めてきた結果、平成27年11月に青果部卸売業者の入場を実現した。 平成27年度の取扱数量は、市場全体では34,126トンと前年度より減少しているものの、青果部卸売業者に係る取扱数量は対前年比112.5%であり、開設者による卸売業務の代行及び青果部卸売業者の入場により市場機能を維持したことが一定の効果をもたらしている。(目標指標) また、市内農家が生産する近郷軟弱野菜については、当市場が重要な出荷先であることから、その集荷販売体制を維持し、後任青果部卸売業者へ引き継ぐことで、前年比104.8%の販売額を確保できた。 一方、取扱数量は減少傾向にあることから、市場機能の回復や市場の活性化が急務である。特に青果部では、卸売業者が入場したものの、農協系等の出荷者からの委託を受けた直接集荷が限定的な状況にあり、その集荷及び販売対策の強化が重要な課題であることから、卸売業者・仲卸業者・開設者の3者で現状や課題を共有し、取組の協議を進めた。また、開設者として、卸売業者とともに主要産地への出荷要請に取り組んだ。 当市場で集荷した生鮮食料品については、学校給食での使用を含めて、特に支障がなく、安全・安心な生鮮食料品の供給が図られた。また、食の安全に関する情報発信や食育機能については、市場のホームページを通じた情報提供のほか、小学校の社会見学として19校を受け入れるなど、円滑な事業実施を進めることができた。</p>		

次年度に向けた取組方針 (平成29年度予定を記載。必要に応じて平成28年度も含む。)	
<p>【消費生活情報の発信等】 新たな詐欺等が多数発生し手口も益々巧妙となっていることから、啓発による未然防止と消費生活相談による早期解決の両輪で引き続き取り組んでいく。 県の消費者行政活性化事業基金等を活用(現在のところ平成33年度まで)しての事業についても限りがある中、当該事業については、それぞれの年代に応じた消費者教育及びその担い手の育成にもつなげる必要な事業であり、基金等が終了したとしても、引き続き事業を実施すべきものとする。 認知症など記憶力の低下した高齢者が増加していく中、60歳以上の消費者を狙った被害が全体の約4割を占めており、福祉関係機関と連携し、ヘルパー等にも市内で発生している消費者被害情報を発信し、高齢者の消費者被害の未然防止等に努めていく。</p> <p>【公設地方卸売市場】 総合市場としての活性化を図るため、引き続き青果部市場における産地との関係回復等に向けて取り組むとともに、平成28年度より新たに取り組むこととしている「卸売業者と仲卸業者が連携した集荷・販売力の強化に向けた取組に対する支援」を行うほか、仲卸業者における取引原則の徹底を図る。 現在、検討作業を中断している「市場の今後のあり方」については、場内業者における集荷・販売力の強化等といった重要課題への対応など、まずは、総合市場としての機能の回復に向けた取組を進めていく。</p>	
<p>新規・拡充の提案につながる項目</p> <p>【消費生活情報の発信等】 全年代を通じて、相談の多いインターネット被害などに対応するために、若年層から高齢者までの各世代にトラブルの内容や対処法などの情報を発信する。 なお、情報発信に当たって、学校においては学校行事などの際、消費生活に係るパネル展示等での啓発や、高齢者については、福祉関係機関と連携し、より多くの情報発信のツール構築に努めていく。</p>	
<p>改革・改善の提案につながる項目</p> <p>【消費生活センターの在り方】 公共施設マネジメント計画の策定が進められている中、老朽化している消費生活センターの在り方について、職員の配置や配置場所を含めた課題の整理を早急に行い、方向性を検討していく。 (消費生活センターは、女性センターとの複合施設であり、同センターの在り方とも連動する。)</p>	

5 施策評価結果(二次評価)

評価と取組方針
<p>インターネットを介した消費者被害や高齢者を狙った被害の相談が多く寄せられている。インターネットやスマートフォンに初めて触れる小中学生に向けた啓発活動や、高齢者の見守り活動等と連携し、各世代に応じた消費者教育や啓発活動を行うことで、有効なトラブルの未然防止に取り組んでいく。</p> <p>青果部卸売業者の入場により、平成27年度の取扱量は前年度を上回った。引き続き、関係者間の協議・連携を図り、更なる市場機能の回復に努める。</p> <p>施策の二次評価は「現行継続」とし、これまでの取組を基本としながら、効果的な施策遂行に努める。</p>
<p>総合評価</p> <p>重点化 転換調整 現行継続</p>